

# 労務通信

2017.6月号

## 中小企業における「働き方改革」の導入状況は？



### ◆中小企業の人手不足は今後も続く？

来年度の新卒求人倍率は、全体で 1.78 倍、従業員 5,000 人以上の企業での 0.39 倍に対して、300 人未満企業では 6.45 倍になると推計されており（リクルートホールディングスの調査）、来年度も売り手市場となり、中小企業での人材確保は厳しい状況が予想されます。こうした中、商工中金から『中小企業の「働き方改革」に関する調査』の結果が公表されました。この調査は、人手不足への対応にもなると注目され、「働き方改革」で議論されている各取り組み・制度について、中小企業の導入・実施の状況等を調査したものです（10,022 社が対象、有効回答数 4,828 社）。調査結果からは、全体的な状況として雇用が不足（「大幅に不足」と「やや不足」の計）しているとする企業が 58.7%を占め、「営業」「販売・サービス」「現業・生産」の職種で不足感が強く、特に「正社員」が不足していることがわかります。

### ◆働き方改革について

働き方改革で注目されている 12 の取組みについて、「シニア層の活用」「子育て世代の支援」は過半数がすでに導入・実施していますが、「在宅勤務」「サテライトオフィス」「副業・兼業の容認」の導入・実施は 1 割未満でした。

<注目される 12 の取組み>

- ① 長時間労働の管理・抑制に向けた取組み
- ② OJT・OFF-JT など、社員教育の制度
- ③ 資格取得・通信教育への補助金など、自己啓発の支援
- ④ 在宅勤務制度
- ⑤ 勤務先や移動中におけるパソコン等を活用した勤務制度（モバイルワーク）
- ⑥ サテライトオフィス勤務制度
- ⑦ 副業・兼業の容認
- ⑧ 定年延長など、シニア層活用の制度
- ⑨ 育児休業や短時間勤務など、子育て世代支援の制度
- ⑩ 妊娠・出産期の女性支援の制度
- ⑪ 介護休業など、介護離職防止の制度
- ⑫ 外国人労働者活用の制度

◆どこまで対応すべきか？

これからの時代を乗り切るためには、自社でできる対応があるのか、どの程度できるか等の検討をいち早く始めるべきでしょう。

**助成金情報**

平成 29 年度の雇用関係助成金のパンフレットが、厚生労働省のホームページにおいて公開されました。新たな助成金の新設や、これまでの助成金が統廃合されております。また、助成金の種類によっては、生産性を向上させた企業に対して助成金を割増させる「生産性要件」が導入されました。今回は、特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）についてご紹介します。

**特定求職者雇用開発助成金  
～三年以内既卒者等採用定着コース～**

※三年以内既卒者等採用定着奨励金は平成 29 年 5 月 1 日より、こちらのコースになりました。

既卒者等が応募可能な新卒求人申し込みまたは募集を行い、既卒者等を新規学卒卒で初めて採用後、一定期間定着させた事業主に対して支給。

**◎助成金の対象者**

以下の学校等を卒業または中退した者で、これまで通常の労働者として同一の事業主に引き続き 12 ヶ月以上雇用されたことがない者

- ①学校(小学校および幼稚園を除く)、専修学校、各種学校、外国の教育施設の卒業者、または中退者
- ②公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学の職業訓練の修了者または中退者

**◎助成金の支給額**

事業主が、対象者を雇い入れて一定の要件を満たした場合に、企業区分、対象者および定着期間に応じ、各コース 1 名を上限として、下表の支給額を支給。

企業区分	対象者(コース名)	1年定着後(※)	2年定着後	3年定着後
中小企業	既卒者等コース	50万円	10万円	10万円
	高校中退者コース	60万円	10万円	10万円
それ以外の企業	既卒者等コース	35万円	—	—
	高校中退者コース	40万円	—	—

(※) 若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)の場合は、いずれも 10 万円加算。

雇用関係助成金の詳細については、下記ホームページより、ダウンロードできますので参照ください。

◎厚労省ホームページ～事業主の方のための雇用関係助成金

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/)

合同労務・合同労働保険事務組合 <http://www.godo.gr.jp/roumu/>  
〒730-0051 広島市中区大手町 5-17-13 TEL:082-504-0504, FAX:082-504-0505